

○但馬広域行政事務組合財政調整基金条例

平成7年11月1日

条例第25号

(設置)

第1条 将来にわたる財政の健全な運営に資するため、但馬広域行政事務組合財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次のとおりとする。

- (1) 歳入歳出予算に計上した額
- (2) 基金の運用から生ずる収益

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第4条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第5条 基金は、次に掲げる場合に限り全部又は一部を処分することができる。

- (1) 経済事情の変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額をうめるための財源に充てるとき。
- (2) 償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てるとき。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、平成7年11月1日から施行する。